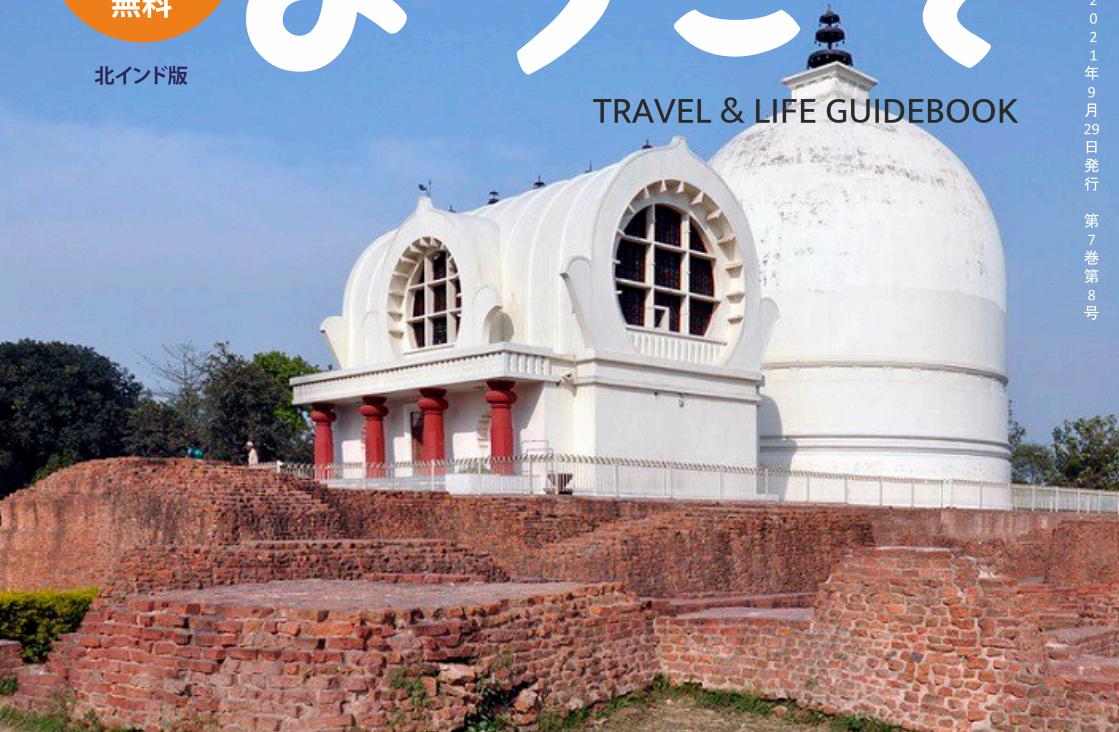


NO. 81
OCTOBER 2021
無料

北インド版

ようこそ

TRAVEL & LIFE GUIDEBOOK



明日は今日より美しく

FJ FORMULA
GROUP
Mobility Managed.®



www.formulaindia.co.jp

毎月1回
2021年9月29日発行
第7巻第8号



マナン・アガルワル

弊社は、会計、税務、規則、コーポレート・ファイナンス、リスク・アドバイザリー、取引アドバイザリー、コンプライアンス&アウトソーシング、経営計算、仮想CFO、工場・労働法、人事サービスを専門としています。弊社チームは業務経験がある、若いスタッフにより構成されています。グループ内パートナーは、お客様が一歩先へ進めるようにするために、お客様にとって完全で時間内に効率的なサービスが



山田幸彦

実用的なアプローチとして顔を見せない(フェースレス) 税金査定と不服申し立て制度につきまして。

インドでは、納税者との間にデジタル手段を用いた「顔の見えない(フェースレス)」方法でのやり取りが採用されており、国税庁は、この対処法変化に迅速に対応し、インド全土の全カテゴリーの納税者(一部は例外にして)に顔の見えない税務のアセスメントと不服申し立てのスキームを導入しました。顔を見せない(フェースレス)税金査定は、納税者・国税庁間のやり取りを完全にデジタル化し、その事により納税者評価・監査精査方法が大きく変革されました。又、納税者・国税庁間のやり取りも完全にデジタル化されました。このスキームのおかげで、直接税管理をシームレス(継ぎ目のなく)、痛みを伴わない、顔の見えないものとする事を目的として導入されました。

このスキームを利用すれば、納税者は、(税務)精査評価を行う税務官の身元を知る事はありません。また、(作業上の)焦点は、個人的に顔と顔を見合わせての面談を必要としないチーム・ベースの作業や機能的専門性に移行しています。従いまして、特定の部署における査定の必要な場合を除いて、税務署を訪れ、所轄の税務官と個人的に会うと言った時代は最早過去のものとなった様です。顔を見せない(フェースレス)税金査定(Assessment Scheme)同様に、政府は顔を見せない申し立て制度(Faceless Appeal Scheme)を2020年に開始しました。顔を見せない申し立て制度 2020年版は、納税者と第一次所得税上訴機関レベル(Commissioner of Income Tax (Appeals))での間の人的面談を排除する事を目的としています。更に、2021年財政法では、1961年所得税法(以下、法)第255条が改正され、所得税上訴裁判所(以下、ITAT:Income Tax Appellate Tribunal(即ち、第二上訴機関))での面談なし申し立て制が導入されました。しかし、この制度の詳細はまだ公開されておりませんが、ITATへの控訴は電子的手続きにより提出する事が求められる事は確実です。

評価制度とアピール制度の枠組みは、ほぼ以下の様に示します様に共通しています。

- 納税者には、所得税電子申告ポータル(www.incometax.gov.in)に登録されているメール・アドレスやアカウントに通知が届きます。又、登録された携帯電話番号にもSMSアラートが送信されます。
- 納税者は電子的に通知に応答したり、延長を求めます。
- 納税者からの回答を十分に検討した上、罰則執行通知と要求通知がある場合は、命令書のコピーを電子メールで送るとともに、オンライン・ポータル上のダッシュボードに表示します。



実用的な見地からの検討事項



- 査定後作業は、行政上の便宜のため、管轄税務官に職務となります。そのため、修正、還付、回収、回復の機能は、依然として管轄税務官が行います。
- 納税者は、従来の「Income-tax Business Application」(ITBA)方式の電子処理ユーティリティーと同様、精査通知に対しe-レスポンスを提出しなければなりません。
- 納税者は、通知書に記載された特定質問に対する回答が正確、且つ、的確であることを確認する必要があります。そうすることで、提出物がより良く受け入れられ、通知の迅速な解決につながります。
- 現在、フェイスレス・アセスメントとフェイスレス・アピールの両方に、1つの共通回答窓口があります。将来的には、別々の窓口が設けられる可能性があります。



- 顔のない(フェースレス)不服申し立てを行う場合、納税者は不服申し立てフォーム35をe-fileする事が出来、管轄のCommissioner (Appeals)を選ぶ必要はありません。アピール・フォーム35にアセスメント・オーダーの識別番号(DIN)を記載すると、アピールの基本的な詳細が自動的に表示されます。
- 現在、ビデオ会議(VC)機能を構築中であり、近々、電子ファイリング・ポータルのe-proceedings ウィンドウにVCのリンクが表示される予定です。

明確化・（更なる）改善を必要とされる事項

「完璧なものにも改善の余地がある」とはよく言ったものです。顔を見せない(フェースレス)方法(Schemes)も同様です。(今後)明確化や改善が必要な重要な部分は以下の通りです。

- 納税者は、スキャンしたドキュメントを、pdf、.xls、.xlsx、.csvフォーマットでのみ添付する事が出来ます。アップロードのためファイルをスキャンしたり、pdfファイルに変換したりする作業は、煩雑で時間がかかります。ファイルや添付ファイルのアップロードには、国際的なベスト・プラクティス(最前慣行)である「Standard Audit File for Tax」(SAF-T)に準拠した「XML」のような標準ファイル形式を採用し、実装する必要があります。
- 所得税長官による修正権限の行使や税務官による誤りの訂正など、査定後作業が未だに顔のない(フェイスレス)状態でない事を考えると、これでは顔のないスキームを導入した目的が失われてしまいます。立法者は、査定後の手続きも顔のないものにしたいと考えています。
- 中央直接税委員会(CBDT:Central Board of Direct Tax)の事前承認を得た上で、NeAC(National E-Assessment Centre)から管轄税務官に精査案件が移管される場合の状況や、顔のないヒエラルキーによって納税者への個人的な聴聞の機会が承認・提供される場合の状況についての明確化は、CBDTからまだ通知が出されていません。不確実性を排除するためにも、CBDTはこの状況を早急に通知すべきです。



質の高い文書提出の重要性

顔の見えない(フェイスレス)査定や不服申し立てが導入された事で、納税者が疑問を解決したり、歳入部門の職員と話し合ったりするプロセスは、広範囲で時間制限のある書面による提出物で代用する必要があります。更に、評価・審査当局が提出書類の重要な部分を理解し易ぐる能力や、しっかりと書類作成の必要性がこれまで以上に重要となります。納税者が自分のケースを直接説明する際に使用された明確な表現は、これからは紙の上で示さなければなりません。

質の高い文書提出の重要性

法律上、所得税当局から受け取った全ての通知やコミュニケーション(連絡事項)には、ペナルティや手数料を回避するため、時間的に正確に、正しく、適切に返答をしなければなりません。私たちは、お客様の評価事項や訴訟に関連た、コンプライアンス違反のリスクを管理・軽減するお手伝いをしております。以下の様なサービスを提供しております。

- 評価や訴訟に必要なデータの照合・準備。
- (当局からの)通知に対し効果的、且つ、質の高い回答を、フェイスレス&ペーパーレス・ベースで作成し、電子ファイリングする事が出来ます。
- 控訴審で異議を唱えるための査定命令の見直し。
- 上訴のための事実・原因陳述書(Statement of Facts & Grounds of Appeal)の作成、及び、Form 35による控訴のe-filing。
- 有利な判例や事実関係を盛り込んだ、質的にも効果的な書面による提出物の作成とe-filingを行っております。

また、お客様に対しては常に最新の状況をお伝え致しますので、お客様は本来の業務に集中して戴く事が出来ます。

クレイマン・コンサルタンツ LLP(以下、クレイマン)は、インド全土の日系顧客様にサービスを提供する会計・アドバイザリー会社です。当社は、インド進出、会計・監査、税務、規制、法務サービスを専門としています。当社は、公認会計士、会社秘書(カンパニー・セクレタリー)、弁護士、MBAからなる専門家チームです。詳細については、当社ウェブサイト(www.krayman.com/jp)をご覧ください。サポートが必要な場合は、communications@krayman.com までご連絡下さい。

